



# 地域生活支援拠点 について



# 横浜市における 地域生活支援拠点の整備について

平成31年3月  
横浜市



2

# 目的

- 地域生活支援拠点とは、障害のある方の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が目的です。

本資料は、未確定な要素も含んでいます。

今後も内容変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

# 横浜市での整備

- 既存資源のネットワーク型による整備
  - 区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心としながら、既存の社会資源を有機的につなぎ、地域生活支援拠点機能※を面的に整備します（31年度から順次）。

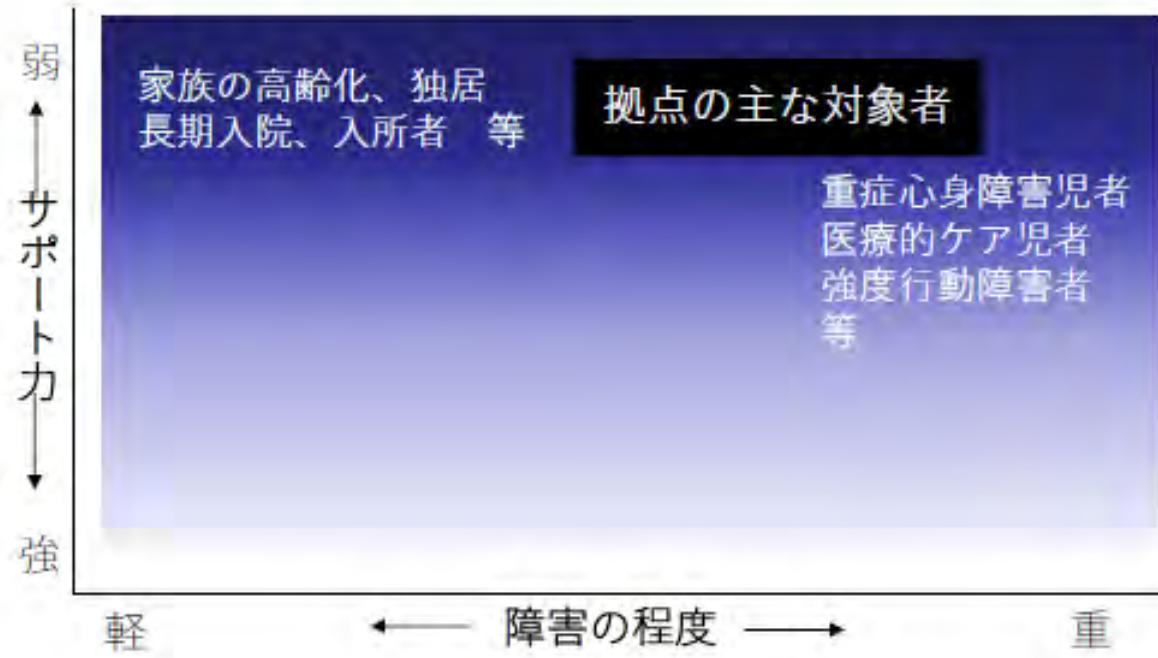
※地域生活支援拠点機能（5つの居住支援機能）

- ①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供
- ④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり

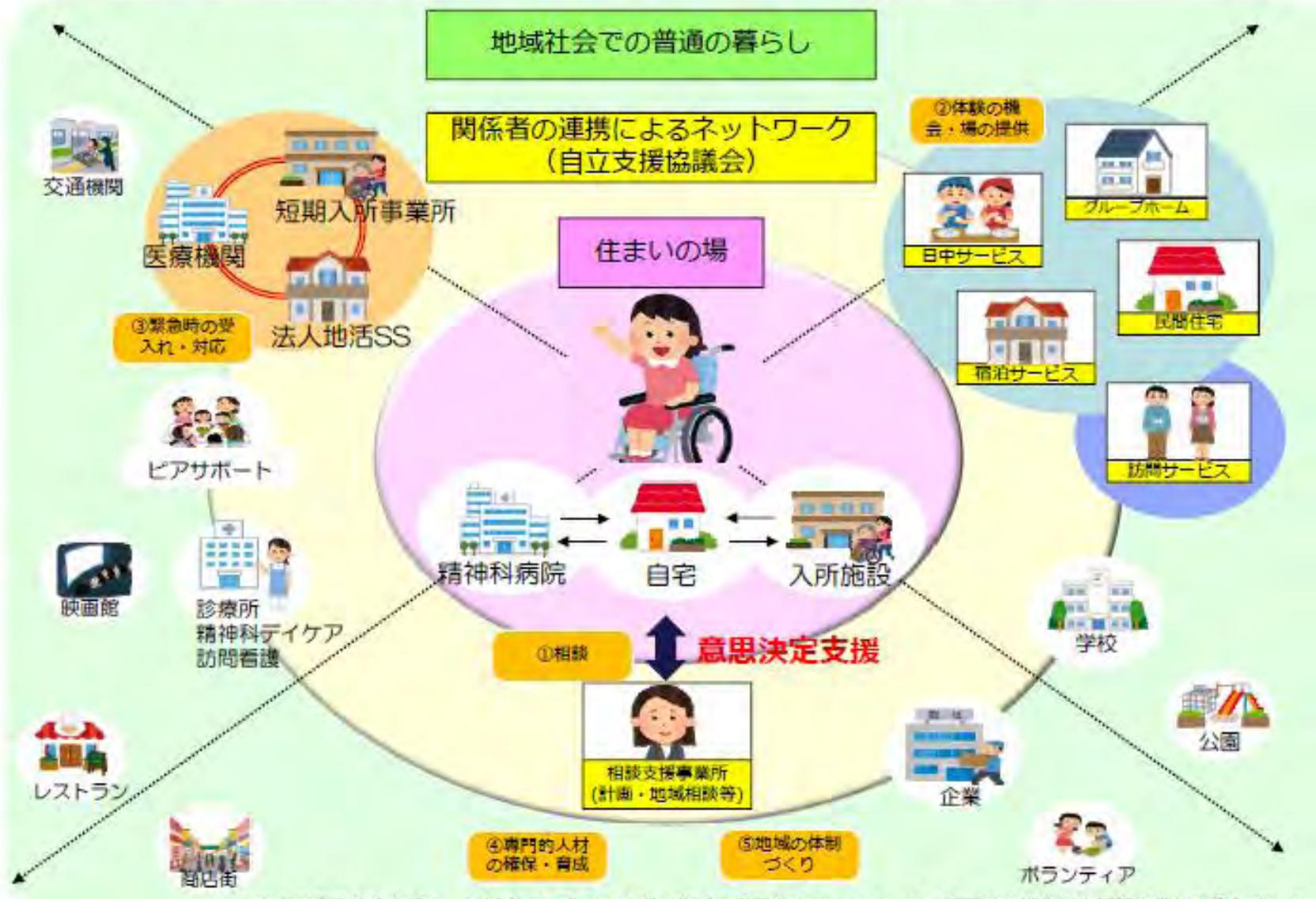
地域生活支援拠点は、地域の皆さん全員が主体者です！

## 主な対象者：サポート力の弱い方

- 障害種別を問わず、全ての障害のある方が対象。特に、本人及び家族などによるサポート力が弱い方を想定。



# 障害のある方を地域全体で支えるイメージ図



# 地域生活支援拠点は…

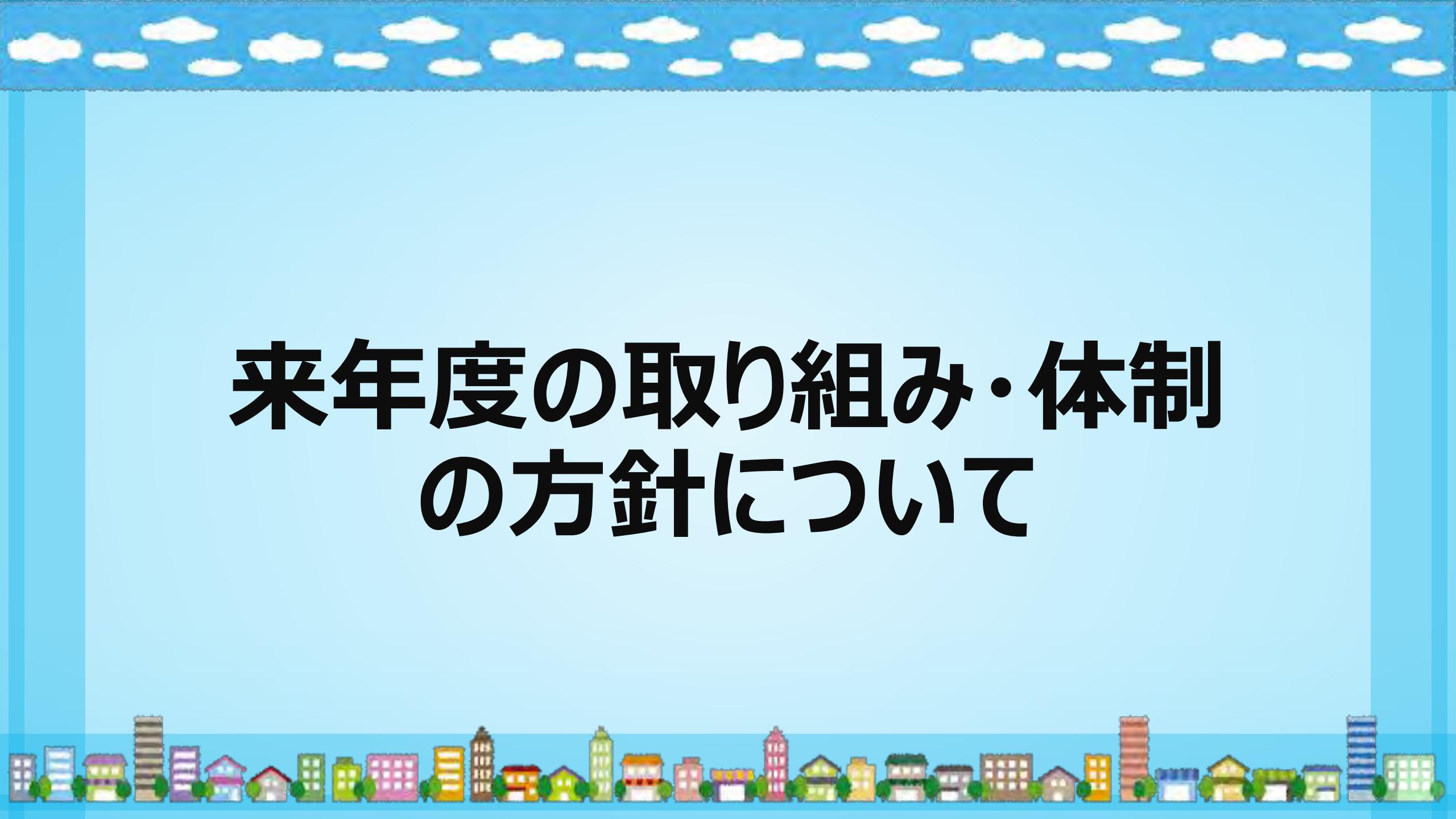
地域の皆さん全員が主体者！

自立支援協議会でつくってきたネットワークが肝！

自立支援協議会は、障害者の支援を通して  
誰もが暮らしやすい都筑区の実現に貢献できる！！

2月26日第2回相談支援部会 飯塚氏講義『地域課題について』





# **来年度の取り組み・体制 の方針について**



# **区自立支援協議会 運営ガイドライン**



# 区自立支援協議会の体制見直し!

- 区協議会の目的 (要領第3条)

区協議会は、医療、福祉、教育、就労などの関係機関が協議を行い、障害者が地域で安心して生活していくために必要な支援体制について整備する

- 取組事項 (要領第4条)

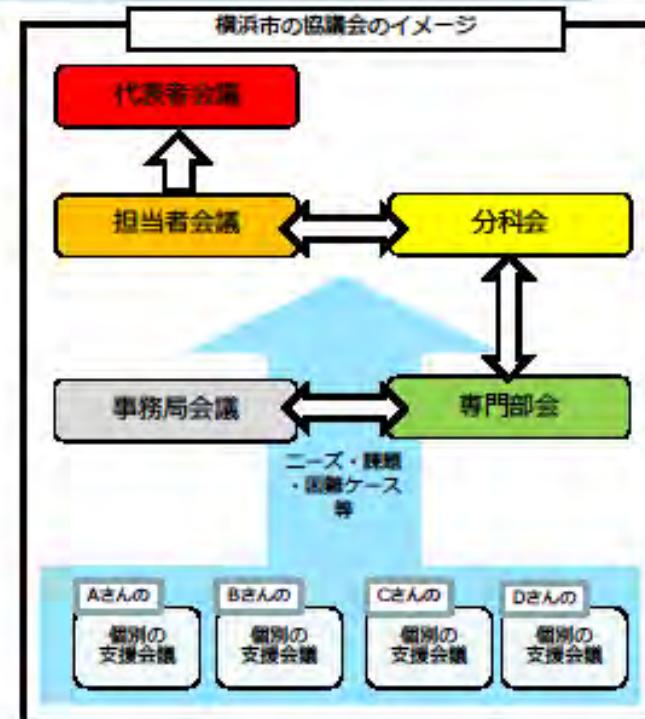
- ①地域の現状・課題の把握及び共有
- ②地域の社会資源の開発・改善
- ③協議会構成員の資質の向上
- ④権利擁護等に関する取組
- ⑤その他必要と認められる事項

# 区自立支援協議会の体制見直し!

- 会議の構成及び進行 (要領第2、7条)

- 分科会は会長を選び、会長を中心に運営を行う。
- 専門部会等については、参加者から代表者を選び、  
参加者を中心に運営を行う。

会議名称	開催目的
代表者会議 (全体会)	関係団体や専門部会の代表者などが集まり、区協議会における運営状況を共有し、その後の担当者の会議への参画を円滑にする
担当者会議	専門部会、連絡会等での取組状況や把握された課題を共有及び意見交換し、区協議会として取り組むべきことを確認する
分科会 ※有期限	各専門部会や連絡会からあがってきたものを担当者会議において、特に急を要し検討が必要な議題として位置付けたものを検討する
専門部会 (部会・連絡会)	障害福祉サービス別、障害種別、テーマ別で構成され、主に情報共有や質の向上に向けた取組を行う
事務局会議	主に3機関を中心に、協議会を円滑に運営するための協議を行う。専門部会、分科会の進捗管理、担当者会議の議題の調整を行う



# 来年度の方針

**担当者会議を設置します！**

- ・事務局会議を年数回「担当者会議」として位置づけ
- ・各部会の代表「部会長（仮称）」にお入りいただき、各部会から出された課題を共有し、取り組みを検討

# 来年度も都筑区自立支援協議会を よろしくお願ひいたします！！

